

# 平成23年度予算編成方針

いわき市

平成22年11月15日

部等の長 様

副 市 長

### 平成23年度予算編成方針（依命通達）

我が国経済は、輸出及び生産が弱含んでいるなど、このところ足踏み状態となっており、また、失業率が高水準にあるなど、厳しい状況にある。

さらに、先行きについては、当面は弱めの動きも見込まれるものの、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、景気が持ち直していくことが期待される。一方、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気がさらに下押しされるリスクが存在するとともに、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。

また、我が国の財政は、歳出が税収等を大きく上回る状態が恒常的に続き、過去20年間で国債残高は約470兆円増加している。このような中、国においては、政権交代後の初めての本格的な編成となる平成23年度予算を、本年6月に閣議決定された「新成長戦略」を着実に推進し、元気な日本を復活させるために極めて重要な予算であるとし、配分割合が固定化している予算配分を省庁を超えて大胆に組み替えることで、財政規律を維持しつつ、国民目線・国益に立脚した予算構造に改め、「新成長戦略」の目標とする経済成長や国民生活の質の向上を実現することとしている。

一方、現下の地方財政は、雇用・消費が依然として厳しい状況にあり、市税をはじめとした収入減のほか、経済・雇用対策への支出や社会保障関係経費の増、さらには、多様化する市民ニーズや社会構造の変化などにより、地方自治体の財政需要は増大し、大変厳しい財政運営を強いられている。

さて、本市における平成23年度の財政見通しは、地方財政対策等の詳細が明らかでない現段階においては、的確に予測することは困難であるが、歳入面では、依然として厳しい経済情勢にあり、個人市民税・法人市民税が低水準で推移するほか、地価の下落や設備投資の減少等により固定資産税が減少すると見込んでおり、徴収体制の強化による徴収率の向上を勘案しても、なお、一般財源の確保が引き続き厳しい状況にある。

一方、歳出面では、少子高齢社会の進行や景気後退等の要因により社会保障関係経費が増加することに加え、退職者の増に伴う退職手当の増や、公債費の支出が依然として高い水準で推移することなどから、多額の財政需要が見込まれている。

このようなことから、財政の硬直化が進行するとともに、大幅な財源不足に直面することとなり、財政調整基金を取り崩して対応せざるを得ない状況となっている。

また、法人税等の税制改正や、ひも付き補助金の一括交付金化の動向、子ども手当の取り扱いなど、地方財政に多大な影響を及ぼす事項について、現時点では不透明な状況となっており、今後の国等の動向によっては、更なる収支不足が発生し、財政運営が困難となる状況が想定されている。

これらの状況を踏まえ、本市の平成23年度予算は、今後ますます厳しくなることが予想される財政状況の下で、複雑多様化する数多くの行政課題に的確に対応し、真に必要な市民ニーズにこたえるために、既存事業についても積極的に事業効果の検証を行い、事業の選択と集中を推進し、限られた財源の最適投資を追求する必要がある。

このため、歳入面においては、市税等の徴収対策の強化などによる自主財源の確保に加え、人件費削減の効果額を償還財源とする退職手当債等を引き続き活用するなど、財源の確保に努めることとする。

一方、歳出面においては、新・市総合計画基本構想に掲げる「めざしていく『いわき』の姿」を実現するため、新・市総合計画後期基本計画において重点施策として設定した「循環型社会の実現」、「安全で安心な社会の形成」、「次世代を担う子どもの育成」、「地域資源を活用した産業力の向上」等に的確に対応した施策を展開する必要があることから、各部等において、ゼロベースの視点に立った自主的・主体的な事業の重点・選別化を更に推進し、行財政の簡素・効率化や経費の節減・合理化に努める。また、市民、企業、市民活動団体、行政の役割を明確にするとともに、職員数の適正化に努め、将来にわたり持続可能な行財政運営を目指し、市民福祉の増進と将来世代への責任を同時に果たしつつ、収支の均衡を図ることを基本とし、以下の事項に基づいて編成するよう命により通達する。

## 1 予算編成の基本的考え方

平成23年度の予算編成にあたっては、新・市総合計画後期基本計画に基づき、事業及び施策について着実に推進する必要があるが、市税収入の減少による影響等に伴い、一般財源の確保が引き続き厳しいことに加え、社会保障関係経費及び公債費が高い水準で推移することなどにより、厳しい財政状況が続くことが想定されることから、行財政の簡素・効率化や経費の節減・合理化に努め、将来にわたり持続可能な行財政運営を目指し、市民福祉の増進と将来世代への責任を同時に果たしつつ、収支の均衡を図ることを基本とする。

### (1) 新・市総合計画後期基本計画の財政目標の達成

新・市総合計画後期基本計画においては、その実効性の担保や持続可能な自主・自立のまちづくりを確立するため、財政計画や定員管理、行財政改革大綱との一体化を図り、行財政運営の目標として財政目標を設定したところである。

平成23年度については、後期基本計画の初年度にあたることから、これを着実に推進し、目標達成に向けた予算編成に取り組むこととする。

### (2) 財政の健全化の推進

依然として厳しい経済情勢にあり、引き続き多額の財源不足が見込まれることから、行財政改革を着実に推進し、職員数の適正化に努めるほか、行財政の簡素・効率化により経費の節減・合理化を図り、財政の健全化を推進する。

また、時代に即した市民サービス水準を確保するため、市税等の徴収対策の強化等により自主財源の充実・確保に努めるとともに、一時的な財源補てん措置として、行財政改革の効果額を償還財源とする行政改革推進債や、人件費削減の効果額を償還財源とする退職手当債を引き続き活用することとする。

### (3) 事業の選択と集中の推進

今後ますます厳しくなることが予想される財政状況の下で、複雑多様化する数多くの行政課題に的確に対応し、真に必要な市民ニーズにこたえるために、既存事業についても積極的に事業効果の検証を行い、事業の選択と集中を推進し、限られた財源の最適投資を追求する。

### (4) 各部の主体的な取組みの推進

厳しい財政状況の中、市民満足度の向上を図るため、市民サービスの現場にある各部等で、時代に即した行政課題や多様化・高度化する市民のニーズを的確に捉えた事業の再構築に積極的に取り組み、ゼロベースの視点に立った自主的・主体的な事業の重点・選別化を推進する。

## 2 予算編成の原則

### (1) 通年予算の編成

予算の編成は、年度間の見通しに立った通年予算とする。したがって、予算編成後の制度改正や災害対応等の緊急性のあるものや、年度途中での国・県補助の確定・内定及び事業計画の変更等の真にやむを得ないものを除き、原則として補正措置は行わないこととする。

### (2) 経費の区分

経費は次の4つに区分することとする。

#### ア 義務的経費

人件費、扶助費、公債費とする。（実施計画事業を除く）

#### イ 経常的経費

経常的な事務事業の執行に要する経費や施設管理に要する経費等

#### ウ 政策的経費

新・市総合計画実施計画事業（大規模等事業、一般事業）に係る経費とする。

#### エ 臨時的経費

新・市総合計画実施計画に位置づけのない投資的事業及び指定事業に要する経費とする。

## 3 一般会計

各経費区分の要求基準は、次のとおりとする。

### (1) 義務的経費

所要額とする。

人件費については、新・市総合計画後期基本計画に掲げる定員目標に基づき職員数の適正化を図ることとする。

また、扶助費については、過去の実績を踏まえるとともに、制度改正等、今後の見通しを十分に検討し反映させ、過大な見積りとならないように、適正に見積もること。

### (2) 経常的経費

部等ごとの枠配分方式とし、平成22年度当初予算計上額を要求の上限とする。（一般財源ベース）

増加が見込まれる経費については、事務事業の積極的な見直しによる経費節減や部等内の事務事業間の経費の組み替えを積極的に行い、枠配分内での要求を達成すること。

維持補修費については、市民サービス水準の確保に配慮しながら、実態に応じた適切な要求とすること。

平成17年度当初予算から実施している基金原資の取り崩しについては、当初設定し

た活用期間が平成22年度で終了となることから、平成23年度当初予算の要求に当たっては実施しないこととする。

なお、平成22年度に基金原資を充当した事業については、実施計画事業を除き経費区分を臨時的経費に変更したうえで、一件審査の対象とする。また、平成16年度以前から原資の取り崩しを実施している基金の充当及び基金利子の充当については、平成16年度以前の取り扱いとする。

### (3) 政策的経費

ア 大規模等事業については、新・市総合計画実施計画に定める額を上限とする。

イ 一般事業については、部等ごとの新・市総合計画実施計画に定める一般財源の総額を要求の上限とする。

### (4) 臨時的経費

所要額とする。

要求にあたっては、事業の必要性、緊急性及び投資効果等を十分検討し、経費の節減・合理化等を図り、事業費の縮減に努めること。

## 4 特別会計及び企業会計

### (1) 特別会計

所要額とする。

要求にあたっては、経費全般にわたる節減・合理化を図るなど適正運営に努め、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないようにすること。

### (2) 企業会計

企業会計原則に立脚し、設置目的や趣旨を十分踏まえ、独立採算を基本に収入の確保と経費節減に努めるとともに、企業経営の視点に立った会計管理を適切に行なうこと。さらには、地方公営企業会計制度に係る新会計基準への対応にも留意しつつ、経営健全化に向けた各種方策を講ずること。

## 5 その他

(1) 各部等に示した来年度の予算枠については、現時点における最大限の歳入を見込んだうえで各部等に配分するものであり、配分した枠を超える要求は認められないので、必ず枠内での要求とすること。

(2) 要求内容が他の部等に関連する事業については、予算要求前に必ず十分な連絡調整を図り、整合性を欠くことのないよう留意すること。

- (3) 予算編成作業を円滑に進めるため、提出期限については遵守すること。
- (4) この方針に定めるもののほか、詳細な基準については、「平成23年度当初予算編成事務要領」で示すこととする。